

農地賃借料情報について

令和6年1月から12月までに締結（告示）された賃貸借における賃借料水準（10a当たり）は、以下のとおりです。

農地の区分		平均額	最高額	最低額	件数
安中市	田（水稻）	4,700円	5,500円	2,500円	11筆
	畑（普通畑）	9,300円	13,000円	2,900円	42筆
	畑（こんにゃく）	10,600円	15,200円	9,400円	16筆

※ 使用貸借（賃借料0円）及び特殊な事例は集計対象から除外しています。

※ 金額は四捨五入して100円単位で表示しています。

※ この「農地賃借料情報」はあくまで、農地法第52条の規定に基づき参考として情報提供するものであり、法的な拘束力はありません。

実際に農地貸借をする場合の賃借料については、対象農地の状況等を考慮してお互いの協議で設定してください。

問合せ▶農業委員会事務局（内線1452）